

栃木県公報

平 成 25 年 6月17日(月) 号 外 第 51 号

目 次

内水面漁場管理委員会

○公聴会の開催………

.... 1

内水面漁場管理委員会

○公聴会の開催

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。 平成25年6月17日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 橋 本 俊 一

1 日 時

平成25年7月3日(水)午後1時30分から午後3時まで

2 場 所

宇都宮市昭和1丁目3番6号 栃木県職員会館ニューみくら207会議室

3 案 件

栃木県知事より諮問のあった第5種共同漁業及び第2種区画漁業に係る別表の漁場計画案について

- 4 公聴会において意見を述べることのできる者の範囲
 - (1) 別表の漁場計画案の漁場の区域内において漁業権を有する者
 - (2) 別表の漁場計画案の漁場の区域内の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合の組合員
 - (3) その他利害関係のある者
- 5 その他

公聴会において意見を述べようとする者は、平成25年6月26日(水)午後5時15分までに住所、氏名、職業、発言の要旨及びその理由を具体的に記載した書面を栃木県内水面漁場管理委員会(〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県農政部生産振興課内)に持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送による場合は、書留とすること。

別表

1 共同漁業

(1) 公示番号、漁場の位置、漁場の区域、漁業の種類、漁業の名称、漁業の時期、存続期間及び関係地区

公示 番号	漁場の位置	漁	場	の	区	域	漁	業の 類	漁業の名称	漁業時	業の 期	存続期間	関係地区
内	大田原市	茨坎	成県境よ	り上流	の那珂川	及び支	第:	5 種	さくらます・	1月	1日	平成26年	大田原市
共	矢板市	流	(逆川、	原川、	鮎田川、	高田	共同	漁業	やまめ漁業	から	12月	1月1日	矢板市
第	那須塩原市	Л,	塩田リ	川(逆川	支流)、	神井			にじます漁業	31日	まで	から平成	那須塩原市
1	さくら市	川、	坂井川	【、菅又	川、深沢	川、八			いわな漁業			35年12月	さくら市
号	那須烏山市	反日	1川、木	須川、	川戸川、	小木須			あゆ漁業			31日まで	那須烏山市
	芳賀郡	川、	烏生田	川、長	手川、生	井川、			にごい漁業				芳賀郡
	茂木町	解石	5川、荒	川(矢	板市大槻	地先黒			うぐい漁業				茂木町
	市貝町	岩堆	夏より下	流の区	域)、江	川(荒			かわむつ漁業				市貝町
	那須郡	川戈	を流)、	岩川(江川支流) 、引			おいかわ漁業				那須郡
	那須町	田月	川、西江	L川、塩	国川 (5	荒川支			ふな漁業				那須町
	那珂川町	流)	、小川	、万行,	川、隅川	、長者			こい漁業				那珂川町
		川、	内川、	江川 (内川支流)、塚			どじょう漁業				
		原儿	1、宮川	【、簗目	川、中川	、大江			なまず漁業				
		Л,	前沢川	、天沼,	川、石田	川、金			うなぎ漁業				

1	1	精川、木ノ芽沢川、菅の沢川、谷		かじか漁業			
		川、空沢川、清水川(那須烏山市		かに漁業			
		初音地先で那珂川と合流)、大沢		W C DINOIC			
		川(那須烏山市大沢地先で那珂川					
		と合流)、中山川、富山川、鷲					
		の子沢川、城間川、武茂川、久那					
		川、矢又川、大内川、ヨガ沢川、					
		大室川、砂川、大那地川、盛谷					
		八至川、砂川、八加地川、盤谷 川、久通川、保の内川、大波川、					
		川、八週川、保の内川、八仮川、 入郷川、間越川、仲山川、木曽分					
		川、檜沢川、浅ケ沢川、大川沢					
		川、谷田川、権津川、小口川、箒					
		川(那須塩原市下塩原地先箒川発			l		
		電所取水堰堤より下流の区域)、					
		岩川(箒川支流)、なめり川、巻					
		川、神福川、蛇尾川、町井川、不					
		動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大					
		巻川、小巻川、大蛇尾川、西沢					
		川、小蛇尾川、鍋有沢川、カマ沢					
		川、篠谷川、百村川、深川、念仏					
		川、加茂内川、佐久山川、唐滝沢					
		川、野沢川、清水川(箒川支					
		流)、下戸倉沢川、上戸倉沢川、					
		亀久川、立沢川、海法地沢川、滑					
		川、日暮沢川、八塩沢川、松葉					
		川、岡沢川、野上川、尻高田川、					
		愛吉沢川、羽黒沢川、前松葉川、					
		奈良戸沢川、木佐美沢川、木佐美					
		川、鍛冶内川、湯坂川、堂川、上					
		堂川、新上堂川、相の川、大清水					
		川、余笹川、稲沢川、黒川、三蔵					
		川、奈良川、菖蒲川、大和須川、					
		梓川、ドロブ川、木下川、荒金沢					
		川、黒田川、板敷川、棒川、四ツ					
		川、苦戸川、白戸川、高野川、な					
		ら沢川、湯川(那須町大字高久蕪		,			
		中地先で那珂川と合流)、高尾股					
		川、下黒尾川、上黒尾川、高野沢					
		川、沢名川、小沢名川、木の俣					
		川、西俣沢川、ヒツ沢川、湯川					
		(那須塩原市板室字塩沢地先で那					
		珂川と合流)、小沼沢川、矢沢					
		川、大川、形部沢川、コブキ沢					
		川、大沢川(那須塩原市深山ダム					
		より上流の那珂川と合流)、大ス			-		
		ミ川、小スミ川、御沢川、江戸沢					
		川、湯川(那須塩原市三斗小屋地					
		先で那珂川と合流)、峠沢川及び					
		赤岩沢川)の区域					
		74 76 70 717 77 127					
内	大田原市	茨城県境より上流の押川及び支流	第 5 種	さくらます・	1月1日	平成26年	大田原市
共		(石畑沢川、江戸の沢川、大道沢			l .	l .	1 1
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						ı I

第 2 号		川、米梨沢川及び如来川)の区域		にいわからいいでは、 はなのでは、 はなのでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないのででは、 はいできる。 はいできる。 とっと。 はいできる。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっ	31日まで	から平成 35年12月 31日まで	
内共第3号	矢板 市 塩 塩 塩 塩 塩	矢板市大槻地先黒岩堰より上流の 荒川及び支流(西荒川(西荒川ダムの湛水区域通称東古屋湖を含む。)、東荒川(東荒川ダムの湛水区域を含む。)、尚仁沢川、黒沢川、石小屋沢川、天上沢川、大名沢川、シナシ沢川、松手沢川、キ沢川、細沢川、白沢川、東ハナレ沢川及び造林小屋沢川)の区域	共同漁業		から12月	1月1日	塩谷郡
内共第 4 号	日光市 矢板市 那須塩原市	那須塩原市下塩原地先箒川発電所 取水堰堤より上流の箒川及び支流 (竜化沢川、びわが沢川、不動沢 川、鹿股川、野地湯沢川、桜沢 川、甘湯沢川、平井沢川、追沢 川、赤沢川、シラン沢川、ツル沢 川、大塩沢川、うとう沢川、モモ の木沢川、ちょうちん岩沢川、赤 川、後沢川、鎌研沢川、ドーツン ボ沢川、今尾頭川、元尾頭沢川、 栃の木沢川及びクードン沢川)の 区域	共同漁業	l	から12月	1月1日	矢板市
内共第5号	真	茨城県境より上流の小貝川及び支流(ぐみ川、百目鬼川、大羽川、 小宅川、大川及び桜川)の区域	第 5 種 共同漁業	にいかに さい にじゅ にじゅ にがいいい か 漁漁 ま 業 業 漁 漁 ま ず ぎ が ない じま ず ぎ か ない じま ず ぎ 漁 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	から12月 31日まで	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	芳賀郡 益子町 市貝町
内	真岡市	茨城県境より上流の五行川及び支	第 5 種	にじます漁業	1月1日	平成26年	真岡市

共第6号	さくら市 芳賀郡 芳賀町 塩谷郡 高根沢町	流(江川、行屋川、野元川、井沼川、大沼川及び冷子川)の区域	共同漁業	あにうおかることなう かにがいか漁業を がいか漁漁を がいか漁漁を がいたがはまずぎ はずぎ漁業 の業 のではないがまで のではないがますが のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、		1月1日 から平成 35年12月 31日まで	芳賀郡 芳賀町
内共第7号	宇日小真さ下河 塩 部光山岡く野内上谷塩高市市市ら市郡三郡谷根 町 町沢町	茨城県境より日光市高徳地先道谷原発電所取水堰堤に至る鬼怒川、松田県に至る鬼怒川、水田県川、大谷川(華州川、大谷川(華州川、大谷川(華州川、大谷川(東沢川、田野川)、大田県川、大田県川、大田県川、大田県川、大田県川、大田県川、大田県川、大田県川	共同漁業		から12月	1月1日	日光市 小山市 真岡市
内共第8号	日光市 中宮祠 奥日光	華厳滝落口より上流の大谷川(通 称大尻川)、中禅寺湖、外山沢 川、ツメタ沢川、柳沢川、清水 川、大橋川、観音泉及び西の湖の 区域	共同漁業		から12月 31日まで		中宮祠
内 共 第 9	日光市	日光市栗原地先東武鉄道鬼怒川線 鉄橋より上流旧日光市と旧今市市 境までの板穴川及び支流(砥川、 東又沢川、シャジ沢川、ハタノ沢	共同漁業		から12月 31日まで	1月1日	日光市

号		川、花菱沢川、ネベ沢川、小百川、石見川、小沢入沢川、大井沢川、六方沢川、カペラ沢川、山の神沢川、柳沢川、金掛沢川及び横手沢川)の区域		うぐい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業		31日まで	
内共第10号	日光市	日、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	共同漁業	[から12月 31日まで	1月1日	日光市
内 共 第 11 号	日光市	鬼怒川支流(田茂沢川)の区域		さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 かじか漁業	から12月	1月1日	日光市
内共第12号	日光市	野岩鉄道鉄橋より上流の湯西川 (五十里ダム湛水区域通称五十里 湖及び湯西川ダム湛水区域通称湯 西川湖を含む。)及び支流(アテラ沢川、ヒロ沢川、打越沢川、オクタボリ沢川、猿沢川、赤下沢川、竹沢川、ア栗沢川、栗山沢川、フリウギ沢川、メンボリ沢	共同漁業		から12月	1月1日	日光市

		川、コブリュア沢川、トチー沢川、トチーク沢川、トチーク沢川、トチー沢川、大小山、大小山、大川、大小山、大川、大小山、大川、大川、大川、大川、大川、大川、大川、大川、大川、大川、大川、大川、大川、		かじか漁業			
内共第13号	日光市	川治ダム(川治学) (川治学) (川治学) (川治学) (川治学) (川治学) (カリンで、 (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田)	共同漁業		から12月 31日まで	1月1日	日光市
内共第14号	日光市	川俣ダムより上流の鬼怒川(川俣ダム湛水区域通称川俣湖を含む。)及び支流(サッサヌキ沢川、熊野沢川、楡の木沢川、門森沢川、中沢川、下の沢川、錆沢川、コイ沢川、黒沢川、魚沢川、コザ池沢川、手白沢川、新助沢川、一里沢川、ウルシノ沢川、オソノ沢川、馬坂沢川、越野沢川、無砂谷沢川、イセノ沢川、クヅクラ沢川、ダキガイリ沢川、クヅクラ沢川、ダキガイリ沢川、	共同漁業	さくらます・	から12月 31日まで	1月1日	日光市

		ナガフセリ沢川、コオドシ沢川、 ハタノ沢川、セトノ沢川、井戸沢 川、フキジ沢川、ニデン沢川、ス リ沢川、ソバ石沢川、ジャクジ沢 川及びオオイデ沢川)の区域					
内共第15号	宇都市 日光山市 下河内郡 上三川町	茨城県境より上流の田川及び支流 (釜川、山田川、前川、逆川、寅 己川及び赤堀川)の区域	1	l	から12月	1月1日	日光市 小山市 下野市
内共第16号	栃小下下 群邑 埼加木山野都壬野岩馬楽板玉須市市市賀生木舟県郡倉県市町町町町	埼玉県境より三杉川合流点に至る 渡良瀬川(谷田川を除く遊水池を 含む。)及び支流(思川(壬生町 七ツ石地先桑原用水堰より下流の 区域)、姿川(壬生町安塚地先定 橋より下流の区域)、黒川(上都 賀郡境より下流の区域)、馬川(上都 賀郡境より下流の区域)、与京 野字倉本地先倉本橋より下流の区域)、 村井木川、赤津川(栃木市 都賀町大柿地先国道293号線橋梁 より下流の区域)、 出流川及び江川)の区域	ì	İ	から12月 31日まで	1月1日 から平成 35年12月 31日まで	小山市 下野市 下都賀郡
内共第17号	鹿沼市	鹿沼市下永野字倉本地先倉本橋より上流の永野川及び支流(会沢川、塩沢川、大鹿川及び寺沢川)の区域		-	から12月	l	鹿沼市
内 共 第 18 号	栃木市 鹿沼市	壬生町七ツ石地先桑原用水堰より 上流鹿沼市柏木地先柏木養蚕場堰 に至る思川及び支流(大芦川(鹿 沼市下大久保地先下大久保堰下流 の区域)、南摩川、沢ノ入沢川、 栗沢川、西ノ入沢川、栗野川、追	共同漁業		から12月	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	I I

		地沢川、大栗沢川、境沢川、はね ばみ沢川、水沢川、天出沢川、小 曽沢川、尾ざく沢川、福ケ沢川、 五月沢川及び小川沢川)の区域	I	おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業			
内共第19号	鹿沼市	鹿沼市下大久保地先下大久保堰より上流の大芦川、芝クレ沢川、造り上流の大芦川、里入沢川、滝ヶ川、東大河川、東大河川、東大河川、東大河川、東大河川、東大河川、東大河川、東大河	共同漁業		から12月	1月1日	鹿沼市
内 共 第 20 号	鹿沼市	鹿沼市柏木地先柏木養蚕場堰より 上流の思川(通称粕尾川)及び支 流(北村沢川及び奥深沢川)の区 域	共同漁業		から12月	1月1日	鹿沼市
内共第 21 号	鹿沼市	荒井川及び支流(坂本沢川、御沢川、小川沢川及び川口沢川)の区域			から12月	1月1日	鹿沼市
内共第22号	鹿沼市 日光市 下都賀郡 壬生町	下都賀郡境より上流の黒川及び支流(行川、長畑川、西沢川、荒川、山窪川、日奈戸沢川、西黒川、菅沢川、角石沢川及び東沢川)の区域		l	から12月	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	日光市

内共第23号	宇都宮市鹿沼市下都賀郡壬生町	壬生町安塚地先淀橋より上流の姿 川及び支流(武子川、板橋川及び 赤川)の区域	1		から12月 31日まで	1月1日	鹿沼市 下都賀郡 壬生町
内共第 24 号	足栃佐群太館邑和木野馬田林楽邑板市市市県市市郡楽倉町町町	三杉川合流点より桐生川合流点に 至る渡り桐生川の区域)、成 で大」の区域)、 で大」の区域)、 で大」の区域)、 で大」の区域)、 で大」の区域)、 で大」の区域)、 で大」の区域)、 が大川、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	共同漁業		から12月 31日まで	1月1日	栃木市 佐野市 群馬県
内共第25号	日光市	群馬県境よの海瀬川、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	共同漁業	l	から12月	1月1日	日光市
内	芳賀郡	茨城県境より上流の桧山川の区域	第 5 種	さくらます・	1月1日	平成26年	芳賀郡

共	茂木町		茂木町
第			
26			
号		おいかわ漁業 31日まで	
		ふな漁業	
		かじか漁業	
		N 3 N BINDIE	

(2) 免許予定日

平成26年1月1日

(3) 申請期間

平成25年8月1日から同年9月30日まで

2 区画漁業

(1) 公示番号、漁場の位置、漁場の区域、漁業の種類、漁業の名称、漁業の時期、存続期間及び地元地区

公示 番号	漁場の位置	漁	場	の	区	域	漁種	業の類	漁業の名称	漁美時	業の 期	存続期間	地元地区
区 第 1 号	鹿沼市	鹿沼市	栃窪地	内栃窪沼	7		/14	2 種 前漁業		から	12月 まで	平成26年 1月1日 から平成 30年12月 31日まで	鹿沼市

(2) 免許予定日

平成26年1月1日

(3) 申請期間

平成25年8月1日から同年9月30日まで